

# 安曇野市教育委員会 7月定例会会議録

日 時；平成 24 年 7 月 24 日(火) 午後 1 時 30 分

場 所；安曇野市明科総合支所 2階 第1会議室

出席者

教育委員：委員長 古幡開太郎、職務代理者 野本教子、委員 内田洋子、委員 望月正勝、  
教育長 丸山武人

事務局：教育次長 小松孝雄、学校教育課長 下里利行、学校給食課長 高橋正光、社会教  
育課長 赤羽孝明、文化課長 三澤良彦、文化財保護係長 那須野雅好

書記：学校教育課総務係長 白澤勇一、教育総務係 横山幸子

## ◎開 会

教育次長 定刻若干早めでございますが、皆さん揃いましたので、これより安曇野市教育委員  
会の7月の定例会を開催いたします。

委員長、ごあいさつをお願いします。

委員長

[委員長あいさつ]

---

## ◎協議議案

教育次長 それでは、協議事項をお願いします。

委員長 それでは、お手元に次第がございます。今日は協議議案が6つとその他報告事項があ  
ります。効率的に進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

---

## ◎協議議案第1号 安曇野市公民館条例の一部を改正する条例について

議案説明 社会教育課長

議案要旨 新明科複合施設の開設予定日と、現在の明科公民館の移転について説明。

委員長 まず、公民館の位置の変更であります。現在の公民館、体育館の横にある公民館であ

りますが、それが新たな支所の建設に伴い支所内に移築をされるということで、住所が2914番地の1から、6824番地の1に改めるということです。

この資料は住所の変更ということですが、面積などで大きな変更はありますか。

**社会教育課長** 現在こちらに建てられている施設につきましては、既存の施設を基本にということで建ててございます。今回、1期工事ということですが、2期工事ということで来年今現在の庁舎を壊しまして、講堂部分の建設工事になるわけでございます。面積はほとんど変わらないということを聞いております。

**委員長** 今ご提案のあった住所の変更であります。何かご質問ございますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、条例の一部、明科公民館の住所を変更するというので、これでお進みいただきますと思います。ありがとうございます。

---

◎協議議案第2号 安曇野市博物館条例の一部を改正する条例について

**議案説明** 文化課長

**議案要旨** 旧穂高給食センターを改修し、文化財資料センターとして博物館施設にするための条例改正について説明。

**委員長** ありがとうございます。

博物館に展示、保存する資料の収集、これは私もはっきり思い出せないのですが、文化財資料センターも例えばどのくらいの、どういう空調施設でどういう基準など、そのような大きな計画というのは提示をされましたか。

**文化課長** まず、報告事項の中で郷土資料館等の統廃合といったことがございまして、それに基づくものの変更でございます。この3月に豊科郷土博物館、今まで指定管理になっていたのですけれども、博物館を市直営の施設といたしました。豊科郷土博物館を基幹としまして、それに基づく博物館を整備していくというものです。その事業の一環としまして、現在各地区5地区に民俗資料館等の資料館があるわけですが、それらのものを行く行くは1カ所に集めて管理していきたいというものでございます。その収蔵庫として穂高の今度改築されています文化財資料センターを充てていくというものでございます。

展示につきましては、郷土博物館をメインに展示をしていきたいということでございます。

**委員長** 何か質問ありますか。

**野本委員** 安曇野市文化財資料センターの所長さんというか、豊科郷土博物館の傘下にあるから、同じ人が館長さんになるのですか。館長さんがいて、そのの……

**文化課長** 今回は条例の改正ということで、まだ館長とか細かいことは決めてはございませんけれども、郷土博物館と一対のものでありますので、館長が当たるということが適切かと思えます。

**野本委員** ありがとうございます。

**委員長** よろしいですか。

**教育次長** 教育次長の小松ですけれども、図面が資料にないので、今図面のほう、どこに資料を置くかとか作業所のスペースでありますので、それを後ほどのほうでおつけしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

**委員長** 今提案になっているのは一部を改正する条例で、資料センター、名称がありますよ、それから、位置はここにしますよという、こういう施設を置く名称がこうなりますよという、こういう提案ですけれども、文化財資料センターということになりますので、教育委員会として、とりあえず目的は今ご説明がありました、中をどのように、それから、維持管理はどういうぐあいにするのかという、この辺のところを大枠はやはりお示しをしていかないと、センターだけ設けましたよ、では、どんなことでどういうぐあいにするかということも一緒に考えていかないとまずいなと思えますので、今後の中でそういったものを明確化していただきたいな、こんなぐあいに思えます。

それでは、今ご提案のあった博物館条例の一部を改正する条例ということで、安曇野市文化財資料センターをこの穂高5836番地に置くという、この点についてご承認いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございます。

そうしましたら、ここの地図ですとか、それはまた後ほど配付されるということで確認したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、第2号議案はこれで終了させていただきますので、お進みいただきたいと思います。

◎協議議案第3号 安曇野市郷土資料館条例の一部を改正する条例について

**議案説明** 文化課長

**議案要旨** 郷土資料館の統廃合に伴う明科、三郷、堀金の郷土資料館廃止の条例改正と、穂高と豊科の郷土博物館の料金統一について説明。

**委員長** ありがとうございます。

今ご説明がございました安曇野市堀金、それから、三郷、明科のそれぞれの民俗資料館について、除外して1本にする。これはさっきの第2号議案の博物館条例の一部を改正する条例、それから、資料館の条例の一部を改正する条例、これは2号と3号というのは全体を示していかないと、単なる条例だけでは済まないと思います。というのは、やはり博物館というのはどういうぐあいにするか、それから、文化的な資産をどうやって管理するかということを、条例一本をとってみれば、それぞれ理想的ですけれども、では今堀金の民俗資料館をその後どうするか、それから、三郷資料館をどうするか、そんなようなところまである程度トータルして説明があつて、だからこの条例を変えますよという提案にすべきではないかなと私は思います。今そこのところでつけ加えてご説明できるものがあつたらお願いしたいと思ひますし、今ここの中で無理だということであれば、この条例は条例として、ただ、どこかでそれを統一してお話をしておかないとまずいのではないかなと思ひます。

**文化課長** 今回お配りしました資料の中に、ここの事項の中に、郷土資料館の統廃合と今後の見直し方針についてというものがございます。これをちょっと見ていただきたいと思ひます。

これにつきましては、博物館協議会の中で、今あります郷土資料館の統廃合と今後の運営方針についてご協議をいただきました。

めくっていただきまして、5ページを見ていただきたいと思ひます。

ここに、検討いただいた中で、今安曇野市にあります博物館、資料館の統廃合に伴いますスケジュール等が記載してございます。先ほどお話の文化財資料センターですけれども、24年度に工事を行いまして、それから、本年度から26年度にかけて、明科公民館の横にあります明科民俗資料館の資料等を移転いたします。その後、三郷、堀金、穂高というようにそこへ資料を収集していくというものでございます。

その下の博物館、資料館の統廃合でございますけれども、豊科郷土博物館、先ほどもご説明させていただきましたが、本年4月より、指定管理から市の直営施設に戻しました。この豊科郷土博物館を市の基幹博物館という位置づけにしてございます。その中で全市的な市のものを展示していこうということでございます。

それから、豊科郷土博物館につきましては、平成30年までに当施設を改築、あるいは新築も含めて、博物館協議会委員等の諮問を受けながら、方向を出していくというものでございます。

その下の明科歴史民俗資料館でございますが、本年度に引っ越しがございます。中の資料につきましては今後文化財資料センター、旧穂高給食センターのほうへ引っ越しをしております。

それとこの12月の半ばには明科支所がオープンになります。それに合わせまして、一部資料については地域の皆さんに見ていただくような展示の仕掛けも計画しております。

それから、明科民俗資料館については、平成27年度には取り壊すということで予定をしております。

それから、三郷民俗資料館ですけれども、これにつきましては先ほどの条例を廃した後、収蔵庫として利用してまいりまして、平成29年度におきましては取り壊しか、あるいは利用の目的か変更かを出していきたいというものでございます。

それから、穂高郷土資料館ですけれども、29年度までは資料館としての運営を現状のまましてまいります。あわせまして、鐘のなる丘周辺施設も近くにあるものですから、そちらのほうの管理も行っていくというものでございます。平成30年には、穂高郷土資料館も利用目的を変更していくのか、あるいは取り壊しをするかということで、30年には方向づけをしていくというものでございます。

堀金でございますけれども、先ほどのとおり、民俗資料館でございますが、民俗資料館としては条例を廃止してまいります。これも29年度までは収蔵庫としては利用しまして、30年度には変更、または取り壊すというようなことで計画して進めてまいりたいと思っております。

一番下でございますけれども、これを受けまして、新市の博物館でございますが、30年を目途に基本構想基本計画をいたしまして、先ほどの郷土博を改築、あるいは新築も含めて検討して方向づけをしてまいるというものでございます。

一番上に戻りますけれども、文化財資料センターにつきましては、資料センターとして今後もすべての資料を集めて収納して、管理していくというような位置づけでございます。

**委員長** ありがとうございます。

今、後で説明される予定だったものを、この4ページに収蔵施設への転換、利用目的の変更、取り壊しのいずれかにより取り扱うということで表3というのがあります。少なくとも

この辺のところはある程度認識された中で、については文化財資料センターをこう変えます、それから、条例については3つを外して、このように条例を変えますという、こういう説明があれば一番理想的かな、そんなぐあいに思いましたので話をしました。

**教育次長** 教育次長の小松です。

概略は平成30年度に向けて、明科、24年度、27年度には取り壊しというのはもうスケジュール的に見ます。これは御存じかと思えます。残りの館についても取り壊し、あるいは用途変更ということで計画してございます。

この中で、穂高につきましては有人で有料で公開しておりました。ほかの3館につきましては無人でございます。必要がありましたら要請を受けまして職員が行くなりして、支所の者が行くなりしてあけて見ていただいて、無料だったという状況でございます。ですので、明科のほうはもう取り壊すということもありますので、3館については条例から廃止をしていく。

ただ、今後まだ見たいという方もいらっしゃるだろうということで、これは条例ではなくて、規則なり要綱なりをつくって、その段階で要請があれば、ごらんいただくという方向で進めていきたいということで担当のほうには指示して話をしてございます。ここでなくなってしまうとただ単に見られないんじゃないかという話がありますので、それについては要綱なりで対応していけばいいんじゃないということで進めておりますので、よろしくお願いいたします。

**委員長** 今追加でご説明いただきました。以上であります。これも含めて、条例の一部を改正する条例について、ご質問がございましたら、お願いします。

**野本委員** 野本です。

お尋ねします。三郷、堀金、明科はそういう形で廃止されていくわけですがけれども、その中で穂高の資料館に持っていくものの選別等は、2年間とか、1つずつやっていくので、その間だれか専属のそういう人たちを雇って選別をしていくわけですか。市として残していくものと、重複するので穂高の館には持ち込まないものと出てきますよね。全部みんな持っていくわけではないですよ。閉館の3館にあるいろいろな民具とかありますよね。農具とか、ああいうものについてはまたそれも全部穂高へ一たん持っていくのですか。それとも整理して必要とされるものだけ持って行って、あとは廃棄していくのでしょうか。その辺がどんなふうになる予定でいるのでしょうか。

**望月委員** ちょっと関連でよろしいですか

**委員長** 関連の項目ですか。では。

**望月委員** 教育委員、望月ですけれども、ちょっとさっきの資料のほうの5ページを見ながら、5ページのほうと、それから、今度の3ページ目にありますね。(2)のところなのですが、これを見ると、明科は工事なものですから、場所そのものはなくなってしまうので、場所を移さなければいけないという状況に迫られているわけですので、これは今年度完全になくなっていくんですけれども、三郷、堀金は、このところでは収蔵庫として利用していくという形になっています。29年度まで、30年度までね。そこのところの収蔵庫として利用していくということは、そこに今あるものについては三郷のほうは29年、堀金のほうは30年まで利用できるのかどうかということが1つ。それでもし利用できるとすれば、この条例の関係のところもなくなる年に1個ずつ削っていったほうが何かすっきりするんじゃないかと思うんです。明科はことしなくなる、その次はなくなるときに、29年のときに例えば三郷がなくなるわけですよね、29年か、28年か、そうですね。そこのときになくなって、その間は収蔵庫として利用ということが私にはちょっとわからないんですけれども、倉庫だけなのか、それとも利用できるとすれば、まだ資料館としての命は終わってないように思うんですけれども、その辺のところをちょっと見通しを教えてください。

**委員長** 三澤課長。

**文化課長** 野本委員さんのほうとも関連がございますけれども、今回条例改正するものは民俗資料館としての条例は廃止をします。民俗資料館は、民俗資料を閲覧ですとか、皆さんに見ていただく目的で設置してございます。館が残って、中に施設があるから、それまでは見られるのではないかなというご意見でございますけれども、今回資料センターができる中で、この中の一環で条例を廃止していくというものでございます。条例を廃止した後の資料館となるわけですが、資料館につきましてはこれは見せるという施設ではございませんで、その資料を保管しておくという機能のみになります。

それでいつまでということでもございましたけれども、各館にオカゴですとか、同じ農具みたいなものが例えば5つあることになっております。それを1つのところに入れるのか、入れないのか、あるいは処分するのかということでもございますけれども、それにつきましてはこの中の選択の中で、博物館協議会等の意見も聞きまして、残すもの、あるいはどんな形で展示していくかということも協議いただく中で整理していくというものでございます。それにあわせて、それぞれの施設の取り壊しを含めて方向づけを行っていくというものでございます。

安曇野市内にはこのような施設が何カ所もあるわけですが、これを1つの市としてのものに集大成しまして、それを市民の皆さんから見ていただく、このような形をとっていききたいと思います。これはあくまでも資料センターと豊科郷土博物館は一对のものでございまして、資料センターのものを入れかえながら、豊科郷土博物館で見ていただく、このような形態になろうかと思えます。

**委員長** そうすると、さっきの一番最初の野本委員の質問で、これを取捨選択するような、そういう要員はどうかという質問があったんですけども、それは。

**文化課長** それにつきましては、資料の収蔵庫で利用という矢印、5ページにございますけれども、その中で、同じような資料をどういうふうにしていくのかということをも博物館協議会等に諮りながら決めていきたいと思えます。貴重なものを、せっかく集めたものを同じものが幾つもあるのを1つにとか、そのようなことにはならないと思えます。かといって同じものをどうするかということもありますので、そこら辺はご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

**教育次長** 教育次長の小松です。

先ほど5ページの一番上に文化財資料センターのところの表があるかと思えます。

単純にいうと、明科、豊科、搬入整理、次に三郷、資料搬入整理、堀金支所、資料搬入整理等々ございますけれども、やはり野本委員さんおっしゃられたとおり、同じものが5つの資料館にあたりするわけです。ですから、それぞれ1つの資料を、単独だけやるわけにはいきませんので、物によったら5つのところにある、同じものがあたりするわけですね。それをどうするかということはやっていかなければいけませんので、単館ごとに処理するわけには現実的には無理です。同じようなものがあたりするわけですから、そういう部分を含めながらやっていきますので、望月委員さんのおっしゃることについて、同時に起こる部分もありますので、今回報告させてもらう必要がございます。

あと5つあっても5つ必要かどうかということも、この中で検討しながら、では展示するのはどれにしよう、収蔵するのはどれにしよう。物によったら、これはもう廃棄していこうということをも博物館協議会なりに諮りながら、その処理を決めていきたいと思えます。場合によったら、学校へ貸し出しするようなものにしましょうとか、収蔵庫に置いておこう。その置いておく収蔵庫はとりあえずどこかの資料館にしていこうということをも順次整理しながらいくという状況でございますので、一概に5つあるから2つ残してあと捨ててしまえということとはしていかない。そういうことをやりながら決めます。



**野本委員** そうですね。それについて博物館協議会が年に何回も開かれている現状ではないと思うので、やはりトータル的に5館のそれぞれ地域、合併前の旧町村にあったものを資料をリストアップして、それを大きな視点から見られるような、そういうことにある程度明るい人を配置して、やはりそうやっていかないといけないのかなと思うんですね。歴史的に見てもいろいろ価値のあるものとか、ではこれは要らないじゃないかとか、5館をトータル的に見られるような感じでリストアップしながらやっていくということが大事かなとは思いますがね。もちろん博物館協議会の委員さんからのご意見が一番大切でしょうけれども、それをどう動かすかという、実際に現場で働いて、鑑定していただく方々のそういう知恵というか、蓄えられた知識とか、そういうものを活用して上手にやっていただきたいということが希望であります。

**教育次長** おっしゃるとおりでございますので、文化財資料センターへ今職員を何名か配置してやっていくということでございますので、穂高のところへ収蔵されたものを置いておくだけではございませんので、それらを含めてやるという計画で進めております。

**委員長** 野本委員、よろしいですか。

**野本委員** はい、わかりました。

**委員長** 望月委員、さっきの質問、よろしいですか。

**望月委員** はい、大体わかりましたけれども、博物館協議会、この間メンバーを見たら、笹本先生方、布陣を固めたという感じだとは思いますがけれども、1つは博物館、それから、1つは資料センター、そして穂高資料館の問題とかあるわけですがけれども、それぞれの特色をどういうふうに生かすか、博物館の学芸員だけではなくて、市の観光行政だとか、そういったものともかなりかかわってくると思いますから、その辺のところをぜひいい方向で進めていただきたいと思います。要望です。

**委員長** ありがとうございます。

今、野本委員から出たご意見、それから、望月委員から出てご意見、今後の進め方に対するご意見ということでご確認いただきたいと思います。

一応ご説明いただいたものの中で、三郷、堀金、明科につきましては資料館としての位置づけを条例として外す。それから、収蔵庫としての役割になる。それから、これを今度は見たいというものに対しては、また条例ではなくて、運用ですとかそういったもので決めていって、見たい人の配慮も考える。ただ、この期間の中で何を取捨選択するかというものについては博物館協議会を含めた委員の中で調整していく、こういう枠の中で今回条例、3つの

民俗資料館を廃止するというのと、それから、開館日、それと金額ですね、これについての統一を図るといふ条例案についてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** では、こういう枠の中でご提案いただいた博物館条例の一部を改正する条例についてはこれでご承認いただきましたので、お進めをお願いいたします。

**文化課長** さきほどの、それぞれの条例の附則のところに入れています、こちらの庁舎建設等の関係の文化財資料センターの完成時期等の関係がございまして、24年12月1日から施行するということを進めてまいりたいと思います。

**委員長** 1号案、2号案、3号案とも12月1日施行ということによろしいですか。

**社会教育課長** 公民館条例の改正につきましては、そういうことではなくて、申しわけございません。今のところ、法規審査委員会のものをご相談申し上げた経過がございまして、後ほど報告させていただきたいと思っております。

**委員長** これは公布の日から施行すると書いてありますが、公布、この日にちですよ。

**社会教育課長** これがちょっと変わってございますので、法規審査委員会のほうの確認をさせていただいて、若干変わっていますので、この件は後ほどお配りをさせていただきます。

**委員長** わかりました。では、それについては改めてお願いします。

では、条例2、3号についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

---

#### ◎協議議案第4号 安曇野市高等学校等就学援助補助金交付要綱の廃止について

**議案説明** 学校教育課長

**議案要旨** 安曇野市高等学校就学援助補助金交付要綱の廃止に至る経緯について説明。

**委員長** ありがとうございました。

今ご説明があったように、廃止をするのは高等学校就学補助金の交付要綱、既に廃止をされていなければならないものがそのまま存続していたということで、今回改めて廃止をするということでもあります。

それから、後の私立学校の運営費につきましては、これはまた別のものでありまして、一たん22年度は廃止、中止しましたが、23年度形を変えて復活をいただいたという経緯がございまして。

以上ですが、ご提案いただいた安曇野市高等学校等就学援助補助金交付要綱、これを廃止するというご質問でございますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** では、これにつきましてはご提案のとおり廃止をするということで認められました。これを進めていただきたいと思います。

それから、私立の関係の補助金については、一応、この辺でいきましたら、当然ながら、松本、塩尻、それから、東筑摩郡各市町村、これが対応していて、ちょうど外したときの22年度が安曇野市だけ外れた形になったのですが、あえて市長、副市長ともお話をさせていただいて、やはり他の市町村とも、特に民主党の高等学校も公立が無料、それから、私立が1人幾らということの補助金が出たんですが、それでもまだ乖離があるということで、補助金を半額、2万円が1万円になって学校に支給するという形で復活をされました。これが恐らく長野県内で中信地区だけだったんですが、こういった形で対応させていただいて、私立の援助になっているかと思えます。つけ加えさせていただきます。

---

◎協議議案第5号 平成25年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について

**議案説明** 学校教育課長

**議案要旨** 特別支援学級用教科書と通常学級用教科書の改訂時期の違いと、使用希望のある学校への採択検討について説明。

**委員長** 通常、小学校の教科書そのものは採択された教科書がありますよ、特別支援クラスについて、特に必要とされる場合は選定をして、大きな範囲内、学校の本にかかわらなくて選定していく、こういうことで今回、15冊ですか、2校から提案があったということですが、ちょっと内容に、具体的にここにある文章でしか確認できませんが、この補足説明資料はどんな意味でございますか。

**学校教育課長** これは各学校に照会した中で、今申し上げましたそれぞれAからFの児童の5名の者でございます。それぞれ障害の状況、そして就学指導委員会、この判定がここに書かれています。そして使用希望教科、国語ほか、こういった教科書、希望教科であります。希望の理由がここにあります。こういった中で、これは就学指導委員会にこのご意見も伺っておりますので、その旨つけてあります。

**委員長** この5名の方々についての希望図書教科、こういうものをつけ加えてほしいという、こうした理由があつて、それで選ばれたのがこの1から15まで、こういうことですね。

**学校教育課長** そうです。

**委員長** ありがとうございました。

今ご説明あつた内容でご質問ございましたらお願いします。15冊を特別支援用教科書として、一般的な図書であります。これを採択するという提案でございます。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございました。

それでは、ご提案のとおり、この15冊採択をしてお進めいただきたいと思ひます。ありがとうございます。

---

◎協議議案第6号 後援・共催依頼について

**委員長** それでは、第6号の後援・共催依頼についてということで、社会教育課からお願いします。

**文化課長・社会教育課長**

[資料説明]

No. 98 安曇野市民親睦ゴルフ三郷大会 安曇野市みさとゴルフクラブより共催申請

No. 103 あづみの福祉支援コンサート 安曇野福祉支援実行委員会より後援申請

[共催申請1件、後援申請1件について審査]

全て異議なく承認された。

**社会教育課長** 委員長、すみません、先ほどの1号の案件の施行日の関係でございます。

(資料配付)

**社会教育課長** すみません、案件の発送が、本当につい昨日例規担当からこういった内容のものが届きました。本来、初めに差しかえてご提案申し上げればよかつたわけでございますけれども、大変申しわけございません。

「地番に改める」まではいいわけでございますけれども、附則ということで、「この条例は、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲において教育委員会規則で定める日から施

行する」というようなことで、先ほど私のほうで、12月25日オープンというようにお話をさせていただきましたが、それも予定だという中でこのような表現がいいだろうということでご提案いただきました。

これに伴いまして、2枚目でございます、「安曇野市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を改める規則をここに公布する」ということで、委員長名でございます。安曇野市教育委員会規則第何号ということ、安曇野市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則ということ、安曇野市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日は〇〇年〇〇月〇〇日というように、このような形にしておけばいいだろうという判断でございますので、申しわけございません、これに差しかえていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**委員長** 一応12月25日オープン予定ですが、これが定まらないということで、公布は出るんですけども、それから実施については別途教育委員会内の規則で実施日を決めなさい、こういうことですね。

**社会教育課長** そうです。

**委員長** 何か質問ございますか。

(発言する者なし)

**委員長** では、これはこれでお願いいたします。

協議事項が終わりましたので、ここで10分ほど休憩をとらせていただいて、報告事項に移りたいと思います。

(休憩)

**委員長** それでは、再開します。

---

#### ◎報告事項

##### (1) 通学路における緊急合同点検等実施要領について

**委員長** 協議議案につきましては終了いたしましたので、報告事項に移らせていただきます。

1番、通学路における緊急合同点検等実施要領についてということで、ご説明をお願いします。

**学校教育課長** 学校教育課、下里です。

それでは、報告事項の1であります通学路における緊急合同点検の実施というものでござ

います。お配りしました資料をごらんいただきたいと思います。

[資料説明]

なお、この合同点検の実施した後のまたその総括につきまして教育委員会で報告申し上げますので、来月よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

**委員長** ありがとうございます。

通学路における緊急合同点検等実施要領ということで、安曇野市のご報告をいただきました。これにつきましては先週、飯田市が全体でやりますよ、こんなニュースが流れまして、あたかも飯田市だけがやっているみたいな、そういう印象を受けましたものですから、安曇野市はどういう状況になっているかということを確認しましたら、こういう計画があるということでございましたので安心をしたところであります。

最近、大きな事故が結構起こっているというのが昨今の交通事故でありますので、通学路についても十分注意しなければいけないところはたくさんあるかと思ひます。それをチェックいただくということでもあります。

ご質問がございましたら、お願ひします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** では、こういうことでチェックをされる、問題はチェックをして、その後どういふぐあいに改修していくか。公道であれば対応できるんですが、壁ですとか、私有物に対してどれだけの対応をするか、この辺も大きな課題になってくるかなと思ひますが、協力を得ながら、通学環境を守っていただければなと思ひます。この実施をお願ひし、またご報告をお待ちしております。よろしくお願ひします。

(2) 郷土資料館の統廃合と今後の運営方針について

**委員長** それでは、2番目、郷土資料館の統廃合と今後の運営方針についてということですが、先ほどご説明をいただきましたが、お願ひいたします。

**文化課長** 先ほど条例の中で概略申し上げましたけれども、担当係長のほうより細かく報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

**委員長** では、那須野係長、お願ひします。

**文化財保護係** よろしくお願ひします。文化財保護の那須野です。

お手元に、郷土資料館の統廃合と今後の運営方針であります。昨年度、博物館協議会にかけまして審議いただいた内容を調整しまして、最終案としてご提示したものであります。これを根拠に、先ほどの博物館条例、それから、資料館条例の一部改正がなされているということになります。

[資料説明]

以上、雑駁でありますけれども、統廃合の方針ということで説明させていただきました。ありがとうございました。

**委員長** ありがとうございました。

先ほど条例の廃止、そのところでご説明をいただいたものに、さらに今、那須野係長のほうからご説明をいただいたとおりであります。図面も加え、ご説明いただきました。

何かご質問はございますか。

特に日本の美術館とか博物館で、大体ここはという博物館は展示よりもバックヤードが広いところがほとんどであろうかと思えます。琵琶湖博物館でしたか、あのところも常時展示のスペースよりもバックヤードのほうが広くてびっくりするくらいであります。今回、ようやくバックヤードそのものにひとつ手が入ったかなという気がします。

もう一つ大切なのは、ハード、もう一つがソフトウェアの関係で、ページ数でいきますと7ページの望ましい博物館、資料館の運営に関しての(2)学芸体制のあり方に向けての調査研究ということで、やはり施設と、それから、人の問題は特にソフトウェアをどれくらいにして充実するかによって、施設の活用も外に対する発言もかなり変わってくるかと思えますので、今後は9ページにあります学芸体制の構築、これを本当に安曇野市としてどういう形で考えていくかというのを組むことによって、現在のハードが有機的に結びついてくるのか、そういうぐあいに思いますが、特にご質問はございませんか。

(発言する者なし)

**委員長** では、一応これでお進みいただいて、途中経過等において教育委員会の中でもご報告いただいたり、あるいはお考え等ありましたら、課の中でご検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

(3) 安曇野市議会6月定例会の報告について

**委員長** それでは、その次、3番目、安曇野市議会6月定例会の報告についてということで、お願いいたします。

**学校教育課長** 学校教育課、下里です。

それでは、市議会6月定例会が先月ありましたが、その中の一般質問要旨ということでまとめさせていただきました。

6月の市議会が一般質問は6月18日から3日間開催されまして、今回は21名の議員の質問がありました。そのうち教育委員会所管に係る報告の中で9名の議員さんから質問が出されました。上げてありますけれども、回答のほうは右側ということで載せてあります。

[資料説明]

以上、9名の議員の質問要旨でありました。

以上です。

**委員長** ありがとうございました。

6月定例会の一般質問要旨ということで今ご報告ございました。何かご質問はございますか。

丸山教育長、お願いします。

**教育長** 質問ではなく、ちょっとつながる件ですけれども、浜議員の質問のところですが、この質問の中に、警察ボランティアの方と、それから、警察の方、それから、委嘱された子供たち、小学生ですが、セーフティリーダーとなって、一緒に地域の点検に参加したり、それから、先日新聞にも出ていましたが、振込詐欺のああいっただ防止活動等々も警察ボランティアの方がやっていて、大変いい活動だと。これをセーフティリーダーの委嘱は警察署長直々に帽子等を与え、意識を高めてしっかりやってくれというようなことで委嘱されるわけですが、これが毎年1校ずつということで順繰りにやっているんで、全学校に行き渡ってない。したがって、こういういい活動なので、全部一斉に各学校も活動できるようにできないかというような意味合いの質問もあったわけで、この間、警察署との懇談会がありました。当然その件について予算の関係もあるから無理だろうなということは感じておりましたが、質問しました。やはり願いはよくわかるが、帽子が1つ——赤いしっかりした刺繍の入った帽子なんです、これが1つ3,000円以上する。それを全学校のセーフティリーダーに、一時にというと予算的にちょっと無理があって、大変申しわけないが、一時は無理、順繰りに、そういう回答がありました。したがって、おもしろい、いい活動ですけれども、順繰りでという、今までの形でいくという見通しになりました。

以上です。

**委員長** ありがとうございました。



そのほか何かございませんか。

今回、私も萩原議員から質問を受けまして出席したのですが、答弁の中に、「大学がグローバル化、少子化、情報化への対応をしてない」、これは私が言っているんじゃないで、これはデータで、大学審議会ですか、そこが言っている内容を引用しましたので、そういうこととお話を差し上げたつもりであります。

もしございましたら、一応報告ということで、ありがとうございました。

#### (4) 後援依頼の取り下げ報告について

**委員長** それでは、第4番の報告事項、後援依頼の取り下げ報告についてということでお願いいたします。

**学校教育課長** 学校教育課、下里です。

それでは、今回、後援取り下げが1件出ております。

[資料説明]

**委員長** ありがとうございました。

これは取り下げ、これまでもあったとおり、2つの支援をもらえないということで、ダブるということで、補助金のほうを優先したということであります。

よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

**委員長** ありがとうございました。

#### (5) 後援依頼の教育長専決分の報告について

**委員長** では、次の報告に移ります。

後援依頼の教育長専決分についてご報告いただきます。お願いいたします。

**学校教育課長** 学校教育課、下里です。

それでは、後援依頼の教育長の専決分の報告をさせていただきます。

[資料説明]

以上、今回専決事項の報告です。

**委員長** ありがとうございました。

今ご報告いただいた専決事項、22案件あったわけですが、いずれも過去承認済みということで、スポーツ、それから、文化活動、教育活動に関連したものでご報告いただきました。

何かご質問ございますでしょうか。

(発言する者なし)

**委員長** 特に問題があるものはないと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(以後、秘密会)

---

(6) 平成24年度児童生徒の区域外通学者について

(7) 教育長報告

---

(以後、公開)

(8) 学校教育課報告

**学校教育課長** [資料説明]

**委員長** 今ご報告いただきました学校教育課からのご報告に対して質問ございますか。

小中学校のパソコンの導入、これは南小、西小、PC教室用のパソコンと周辺機器、公共のものは別として、学校訪問しても、なかなか授業で使っていただけない状況が多少あるので、ぜひその辺のところは積極的に進めていただきたいなと思いますので、まず先生方からやってもらわなければ困るなという気がしているんですけども、それをお願いします。

**学校教育課長** はい、わかりました。

**委員長** それから、8月5日の小中学校の初任者研修会、安曇野を知る会、郷土文化施設、どんなところを回られるんですか。

**学校教育課長** これは礫山美術館、それから、井口記念館……

**教育総務係** 井口喜源治記念館、あとは臼井吉見文学館、貞享義民記念館を予定しています。

**委員長** ああ、そうですか、わかりました。

そのほか何かご質問、よろしいですか。

(発言する者なし)

**委員長** ありがとうございます。

(9) 学校給食課報告

**学校給食課長** [資料説明]

**委員長** ありがとうございました。

今、学校給食課から報告のありました7月の報告、それから、決算の関係、それから、滞納関係、これらを含めてご質問はございますか。

(発言する者なし)

**委員長** よろしいですか。滞納につきましては、ああいう形で表示をしましたが、過去のを処理する、本当は回収ができればいいのですけれども、なかなか難しいというのが現状ですし、かといって、全部チャラにしてしまったら、表上きれいになるのですけれども、ただ現実的には変わらないというのがありますので、その辺について今後また検討いただくということをお願いできたらと思います。

特にご質問がなければ、この報告でよろしいですか。

今は夏休みでいいのですが、今カンピロバクターですとか、いろいろ長野県からは食中毒が出ています。夏休み中、明けてから秋のあれがありますので、またご注意いただきたい、そんなことでございます。ありがとうございました。

(10) 社会教育課報告

**委員長** 社会教育課から報告をお願いいたします。

**社会教育課長** [資料説明]

**委員長** 社会教育課から盛りだくさんの講座のご報告をいただきました。特にご質問はございますか。

真鶴町との交流事業は、行ったり来たり、毎年やっているんですか。

**社会教育課長** 交互に行ったり来たりです。

**委員長** 安曇野検定もまたぜひいろいろ、去年の反省があろうかと思っておりますので、お願いいたします。

ご質問がなければ、よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

**委員長** では、これをお進めいただきたいと思っております。

(11) 文化課報告

**文化課長** [資料説明]

**委員長** ありがとうございます。

今、文化課からご報告ございましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。

今、安曇野でこの夏、結構重い展覧会が幾つも開かれていますので、ぜひその辺も呼びかけて、メディアに出していただき、人を集めていただきたいのですが、田淵氏の複製画を販売しておりますので、ぜひお買い求めいただけましたらと思います。私も2つほど買わせていただきました。

何かご質問ございますか。

(発言する者なし)

**委員長** それでは、文化課からのご報告はここで終了させていただきます。

(12) その他

- ・公民館と公民館長のあり方について
- ・穂高東中学校大規模改修に伴う来校者駐車場場所の変更について
- ・豊科近代美術館の増築工事について
- ・新聞記事紹介
- ・教育次長退職の挨拶

**委員長** ありがとうございます。

それでは、7月の教育委員会の定例会につきましてはこれですべて議題は終了いたしました。

---

◎閉 会

**教育次長** それでは、これをもちまして7月の定例の教育委員会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。